

# こんにちは 保健師です



矢田智子です

## 生活習慣病を予防するために・・・ 特定健康診査のすすめ

従来の健診は、病気や体の異常を早期に見つけて治療することが目的でした。今、その病気（心臓病や脳卒中、糖尿病合併症など）の大部分は生活習慣病が起因と言われています。

特定健診は、メタボリックシンドローム（メタボ）に着目した検査で、生活習慣病になるリスク（高血糖、脂質異常、高血圧）があるかを確認し、生活習慣病を予防することを目的としています。生活習慣病は自覚症状がありません。予防するには、健診によって体がどんな状態にあるかを確認することが大切です。

### 健康な時こそ

「がん検診を受けましょう」日本人の死因の第1位は、がんです。がんは症状が出てから、病院を受診した時には進行していることが少なくありません。

がん検診は、特に自覚症状がなく、健康的に日常を過ごしている人を対象に行っています。そのような方が発見された場合には早期がんの場合が多く、治せる可能性が高いため、身体的・経済的負担が少なくすむ場合があります。他にもがんの前段階の病変（がんになる可能性のある状態）を確認することもできます。

### ①健康診査

占冠村の住民で、次の方が受けられます。

- ・国民健康保険加入者（20歳以上）
  - ・後期高齢者医療保険加入者（75歳以上）
  - ・社会保険加入者の被扶養者（40歳以上の方は『特定健康診査受診券』が必要）
- \*社会保険の方は料金が異なる場合があります。

### ②がん検診

占冠村の住民で、加入している保険の種類に関係なく、年齢に達していればどなたでも受けられます。

・肺がん	40歳以上	無料
・胃がん	30歳以上	1,500円
	40歳以上	500円
・大腸がん	40歳以上	500円
・前立腺がん	40歳以上	2,000円

### ③その他の検査

- ・結核検診 18～39歳 無料
- ・肝炎検査 40歳から5歳刻みの年齢で、過去に受けたことが無い方。無料
- ・エキノコックス検査 10歳以上で今年度は、占冠から千歳地区の方。無料
- ・ピロリ菌検査（血液検査）  
20歳以上 胃の中に長期間いると胃がんを起す可能性のある菌がいるかどうかを調べます。検査料 2,400円

### ◎健康診査とがん検診の日程

- ①②③を受けることができます。
- ・8月31日（水）  
午前6時～7時 トمام  
午前9時30分～11時30分 中央
  - ・9月1日（木）  
午前6時～10時 中央

### <申込先>

占冠村保健福祉課 保健予防担当  
電話 39-8181

※期限 7月29日（金）まで

### ●個別健診

村の日程でご都合の悪い方は、個別に受けることもできます。

①旭川がん検診センター②村立占冠診療所③村立トمام診療所の医療機関で受けることが可能です。いずれかの機関に健診予約の上、下記までご連絡ください。

※医療機関によって受けられる検査が異なりますので、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ 占冠村保健福祉課  
電話 56-2122

## ～金婚式のご案内～

昭和42年中に婚姻届を提出され、今年で結婚50年目を迎えられるご夫婦はご連絡をお願いします

村では、本年度の合同金婚式及び敬老会の開催を9月15日（木）に予定しており、例年同様、その席上で金婚式を迎えられるご夫婦をお祝いします。

なお、婚姻情報は個人情報にあたるため、対象者ご自身からの申告を受け、村において婚姻事実の確認を行った上で、該当すると認められるご夫婦に対しお祝いさせていただきます。



- 対象となるご夫婦は、準備の都合上 **7月22日（金）** までに  
来庁又はお電話により下記担当までお申し出ください。

《本籍地が村内のご夫婦》

同意書を提出いただいた上で、担当にて婚姻情報の調査をさせていただきます。

《本籍地が村外のご夫婦》

戸籍筆頭者の戸籍抄本（写し可）を提出いただきます。

■お問い合わせ・ご連絡先

保健福祉課社会福祉担当 電話 56-2122

※今月の「村びと紹介」は、お休みです。

## ご存知ですか？ こんな情報・制度

## 知っておこう！ 「占冠村むらびと条例」

「占冠村むらびと条例」は、村民、村議会、村（役場）がむらづくりを進めていくためのルールを定めています。村民の皆さんに理解いただけるよう「占冠村むらびと条例の手引き（解説）」を作成しましたのでご覧ください。（7月号広報折込）

村の条例には、他の自治体ではあまりみられない特徴的な条文があります。

主なものとして、「満18歳未満の村民の参加」、「反問権」、「再生可能エネルギーの活用」・「国際交流」、「平和体験学習」などがその特徴として挙げられます。

### 第4章「参加と協働」

・満18歳未満の次代を担う子どもたちには、年齢に応じた参加の権利を保障しています。（第9条）

### 第6章「議会」

・議会での論点や争点を明確にし十分な議論をおこなうため、議会議長が本会議の説明員（村職員）に対し、議員へ反問（問い返す）させることができる「反問権」を明記しています。（第18条）

### 第9章「むらづくりの基本方針」

・基本方針8項目の中には、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用と省エネルギーに努める（第34条の2）、姉妹都市アスペン市との交換留学等の国際交流を通じて国際社会に対応できる人材を育成する（第39条）、平和の尊さを学ぶため中学生を広島に派遣する平和体験学習の推進（第40条）などが盛り込まれています。

村はわかりやすい情報提供や様々な支援・推進をはかってまいりますので、村民の皆様のむらづくりへの参加をお願いいたします。

■お問い合わせ 企画商工課企画担当 電話56-2124